

平成30年(ワ)第1323号 不実告知等差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

被 告 みなと水道設備及び大和設備代表者和田怜

答弁書

平成30年10月9日

神戸地方裁判所第2民事部合議B係 御中

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

神戸クリスタルタワー21階

神陵法律事務所（送達場所）

電話 078-366-0100

FAX 078-366-0101

被告訴訟代理人弁護士 長谷部信



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否等

1 同第1項

(1) 同1項

同項記載の主張等は、認める。

(2) 同2項

同項記載の主張等は、時期が特定されていないが、平成30年2月頃までという意味であれば、認める。

なお、被告は、平成30年2月頃から「みなと水道設備」という名称では、事業をしていない。但し、既に配布済みのマグネットには「みなと水道設備」という名称が記載されている。

2 同第2項

(1) 同1項

同項第1段落記載の主張等は、認める。

同項第2段落記載の主張等は、否認する。

工事請負契約書には、「被告が行った作業が電話で要請された作業の範囲を超えない場合、原則として、クーリング・オフの対象とならない」と記載されており、被告が行った作業が電話で要請された作業の範囲を超える場合には、クーリング・オフの対象となることは、工事請負契約書の文言上、明らかである（甲3、甲8）。

「一律」にクーリング・オフの対象とならないとの原告の主張は、工事請負契約書の文言に明らかに反しており、理由はない。

(2) 同2項

同項記載の主張等のうち、特商法第26条第6条第1号に関する通達の記載内容は、認め、その余は、否認ないし争う。

既に指摘したとおり、原告の主張は、工事請負契約書の文言に明らかに反しており、理由はない。

(3) 同3項

同項記載の主張は、争う。

3 同第3項

(1) 同1項

同項記載の事実は、否認する。

(2) 同2項

同項記載の主張は、争う。

4 同第4項

同項記載の事実は、認める。

5 同第5項

同項記載の主張は、争う。

以上